

市議案第 7 9 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の設定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 6 年（2 0 2 4 年）9 月 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

任期付職員の給与に係る制度の見直しに伴い，昇給等に係る
所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年豊中市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
（給料表） 第7条 （省 略） 2 前項の給料表（第10条の3第1項及び第3項並びに第10条の4第1項及び第2項を除き、以下「給料表」という。）は、一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成18年豊中市条例第10号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）、同条例第3条各項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付常勤職員」という。）及び同条例第4条各項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）を除く全ての職員に適用するものとする。 3 （省 略） （昇給） 第10条 （省 略） 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する人事評価の結果及び勤務の状況が良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が1等級及び2等級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれらに相当するものとして市規則で定める職員）にあっては、3号給）とする	（給料表） 第7条 （省 略） 2 前項の給料表（第10条の3第1項及び第3項を除き、以下「給料表」という。）は、一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成18年豊中市条例第10号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）、同条例第3条各項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付常勤職員」という。）及び同条例第4条各項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）を除く全ての職員に適用するものとする。 3 （省 略） （昇給） 第10条 （省 略） 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する人事評価の結果及び勤務の状況が良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が1等級及び2等級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれらに相当するものとして市規則で定める職員並びに任期付短時間勤務

(現 行)

ことを標準として市規則で定める基準に従い決定するものとする。

3～5（省 略）

(任期付常勤職員の給料の特例)

第10条の4 任期付常勤職員（小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する任期付常勤職員（以下「任期付常勤講師」という。）を除く。次項において同じ。）の給料月額は、次の給料表に掲げる給料月額のうち、市規則で定める基準に従い決定したその者の属する職務の等級に応じた額とする。

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
給料月額	円 259,000	円 254,900	円 251,500	円 247,600
職務の等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
給料月額	円 242,600	円 236,900	円 231,000	円 225,600
職務の等級	9 等級	10 等級	11 等級	12 等級
給料月額	円 219,600	円 211,900	円 206,600	円 200,900
職務の等級	13 等級			
給料月額	円 194,000			

2 任期付常勤職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを前項の給料表に定める職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、任期付職員等級別基準職務表（別表第7）に定めるとお

(改 正 後)

職員にあつては、3号給)とすることを標準として市規則で定める基準に従い決定するものとする。

3～5（省 略）

(任期付常勤職員の給料の特例)

第10条の4 任期付常勤職員（小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する任期付常勤職員（以下「任期付常勤講師」という。）を除く。）の給料月額は、別表第7に掲げる給料月額のうち、市規則で定める基準に従い決定した号給に応じた額とする。

(現 行)	(改 正 後)
<u>りとし、これらに掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で市規則で定めるものは、それぞれの職務の等級に分類するものとする。</u> <u>3 (省 略)</u> (任期付短時間勤務職員の給料月額) 第 1 0 条の 5 任期付短時間勤務職員の給料月額は、前条第 1 項の<u>給料月額</u>に、勤務時間及び休暇に関する条例第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項の規定により市規則で定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 <u>2 前条第 2 項の規定は、任期付短時間勤務職員の職務について準用する。</u> (管理職手当) 第 1 3 条 (省 略) 2 管理職手当の月額、その地位にある職員が受ける<u>第 7 条に規定する給料表 (第 1 0 条の 4 第 1 項の給料表の適用を受ける職員にあっては、同表) に掲げられている給料月額</u>の 1 0 0 分の 2 5 を超えない額の範囲内で市規則で定める額とする。 3 (省 略) (勤務 1 時間当たりの給与額の算出) 第 2 3 条 第 1 8 条及び第 1 9 条から第 2 1 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額 (定年再任用短時間勤務職員にあっては第 1 0 条の 2 の規定による給料月額、任期付短時間勤務職員にあっては第 1 0 条の 4 第 1 項の<u>給料月額</u>) 及びこれに対する地域手当の月額並びに一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例による特殊勤務手当 (市規則で定めるものを除く。) の月額の合計額に 1 2 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に	<u>2 (省 略)</u> (任期付短時間勤務職員の給料月額) 第 1 0 条の 5 任期付短時間勤務職員の給料月額は、前条第 1 項の<u>規定の例により決定した給料月額</u>に、勤務時間及び休暇に関する条例第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項の規定により市規則で定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 (管理職手当) 第 1 3 条 (省 略) 2 管理職手当の月額、その地位にある職員が受ける<u>給料表に掲げる給料月額</u>の 1 0 0 分の 2 5 を超えない額の範囲内で市規則で定める額とする。 3 (省 略) (勤務 1 時間当たりの給与額の算出) 第 2 3 条 第 1 8 条及び第 1 9 条から第 2 1 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額 (定年再任用短時間勤務職員にあっては第 1 0 条の 2 の規定による給料月額、任期付短時間勤務職員にあっては第 1 0 条の 4 第 1 項の<u>規定の例により決定した給料月額</u>) 及びこれに対する地域手当の月額並びに一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例による特殊勤務手当 (市規則で定めるものを除く。) の月額の合計額に 1 2 を乗じ、その額を

(現 行)	(改 正 後)
5 2 を乗じたものから 1 日の勤務時間に 1 9 を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。 (<u>任期付常勤講師</u>についての適用除外) 第 2 8 条の 6 <u>1</u> (省 略) (任期付短時間勤務職員についての適用除外) 第 2 8 条の 7 <u>第 1 4 条</u>, 第 1 5 条, 第 1 5 条の 3, 第 1 5 条の 4 及び第 2 8 条の 2 の規定は, 任期付短時間勤務職員には適用しない。	1 週間当たりの勤務時間に 5 2 を乗じたものから 1 日の勤務時間に 1 9 を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。 (<u>任期付常勤職員</u>についての適用除外) 第 2 8 条の 6 <u>第 1 0 条第 3 項の規定は, 任期付常勤職員 (任期付常勤講師を除く。)</u> には適用しない。 <u>2</u> (省 略) (任期付短時間勤務職員についての適用除外) 第 2 8 条の 7 <u>第 1 0 条第 3 項, 第 1 4 条</u>, 第 1 5 条, 第 1 5 条の 3, 第 1 5 条の 4 及び第 2 8 条の 2 の規定は, 任期付短時間勤務職員には適用しない。

別表第 7 を次のように改める。

別表第7

任期付常勤職員給料表

号給	給 料 月 額
	円
1	1 9 4, 0 0 0
2	1 9 6, 2 0 0
3	1 9 7, 9 0 0
4	1 9 9, 4 0 0
5	2 0 0, 9 0 0
6	2 0 2, 4 0 0
7	2 0 3, 8 0 0
8	2 0 5, 2 0 0
9	2 0 6, 6 0 0
1 0	2 0 8, 0 0 0
1 1	2 0 9, 3 0 0
1 2	2 1 0, 6 0 0
1 3	2 1 1, 9 0 0
1 4	2 1 3, 2 0 0
1 5	2 1 4, 4 0 0
1 6	2 1 5, 6 0 0
1 7	2 1 6, 7 0 0
1 8	2 1 7, 8 0 0
1 9	2 1 8, 9 0 0
2 0	2 1 9, 6 0 0
2 1	2 2 1, 1 0 0
2 2	2 2 2, 6 0 0
2 3	2 2 4, 1 0 0
2 4	2 2 5, 6 0 0
2 5	2 2 6, 8 0 0
2 6	2 2 8, 2 0 0
2 7	2 2 9, 6 0 0
2 8	2 3 1, 0 0 0
2 9	2 3 2, 4 0 0
3 0	2 3 4, 0 0 0
3 1	2 3 5, 5 0 0
3 2	2 3 6, 9 0 0
3 3	2 3 8, 1 0 0

3 4	2 3 9, 7 0 0
3 5	2 4 1, 2 0 0
3 6	2 4 2, 6 0 0
3 7	2 4 3, 6 0 0
3 8	2 4 5, 1 0 0
3 9	2 4 6, 4 0 0
4 0	2 4 7, 6 0 0
4 1	2 4 8, 7 0 0
4 2	2 4 9, 7 0 0
4 3	2 5 0, 6 0 0
4 4	2 5 1, 5 0 0
4 5	2 5 2, 4 0 0
4 6	2 5 3, 3 0 0
4 7	2 5 4, 1 0 0
4 8	2 5 4, 9 0 0
4 9	2 5 5, 6 0 0
5 0	2 5 6, 7 0 0
5 1	2 5 7, 9 0 0
5 2	2 5 9, 0 0 0

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

市議案第 80 号

豊中市立子育て支援センター条例及び豊中市保健
センター条例の一部を改正する条例の設定につい
て

豊中市立子育て支援センター条例及び豊中市保健センター条
例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 6 年（2024 年）9 月 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

児童相談所設置のための改修に伴い，子育て支援センター及
び中部保健センターの位置の変更を行うとともに，使用料の限
度額の設定その他所要の規定を改正するため，提案するもので
ある。

豊中市条例第 号

豊中市立子育て支援センター条例及び豊中市保健センター条例の一部を改正する条例

(豊中市立子育て支援センター条例の一部改正)

第 1 条 豊中市立子育て支援センター条例（平成 1 3 年豊中市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）										
（名称及び位置） 第 2 条 子育て支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 （1）（省 略） （2）位置 <u>豊中市北桜塚 3 丁目 1 番 2 8 号</u> 2 （省 略） 附 則 <u>1 この条例の施行期日は、市規則で定める。</u> <u>2 当分の間、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、センターの施設を同項の利用に供しないものとする。</u> 別表 <table><tr><th>施設名</th><th>使用料（1 日につき）</th></tr><tr><td><u>ほっぺルーム 1</u></td><td><u>3, 0 0 0 円</u></td></tr><tr><td><u>ほっぺルーム 2</u></td><td><u>3, 0 0 0 円</u></td></tr></table>	施設名	使用料（1 日につき）	<u>ほっぺルーム 1</u>	<u>3, 0 0 0 円</u>	<u>ほっぺルーム 2</u>	<u>3, 0 0 0 円</u>	（名称及び位置） 第 2 条 子育て支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 （1）（省 略） （2）位置 <u>豊中市岡上の町 2 丁目 1 番 8 号</u> 2 （省 略） 附 則 この条例の施行期日は、市規則で定める。 別表 <table><tr><th>施設名</th><th>使用料（1 日につき）</th></tr><tr><td><u>ほっぺルーム</u></td><td><u>7, 0 0 0 円</u></td></tr></table>	施設名	使用料（1 日につき）	<u>ほっぺルーム</u>	<u>7, 0 0 0 円</u>
施設名	使用料（1 日につき）										
<u>ほっぺルーム 1</u>	<u>3, 0 0 0 円</u>										
<u>ほっぺルーム 2</u>	<u>3, 0 0 0 円</u>										
施設名	使用料（1 日につき）										
<u>ほっぺルーム</u>	<u>7, 0 0 0 円</u>										

(豊中市保健センター条例の一部改正)

第 2 条 豊中市保健センター条例（昭和 4 2 年豊中市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)										
(名称及び位置) 第2条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) (省 略) (2) 位置 <u>豊中市岡上の町2丁目1番8号</u> 2 (省 略) 附 則 <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>2 当分の間、第3条第2項の規定にかかわらず、豊中市立中部保健センターの施設を同項の利用に供しないものとする。</u> 別表 1 豊中市立中部保健センター <table> <tr> <th>施設名</th><th>使用料（1日につき）</th></tr> <tr> <td>(省 略)</td><td></td></tr> </table> 2 (省 略)	施設名	使用料（1日につき）	(省 略)		(名称及び位置) 第2条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) (省 略) (2) 位置 <u>豊中市岡上の町2丁目1番15号</u> 2 (省 略) 附 則 この条例は、公布の日から施行する。 別表 1 豊中市立中部保健センター <table> <tr> <th>施設名</th><th>使用料（1日につき）</th></tr> <tr> <td>(省 略)</td><td></td></tr> <tr> <td><u>調理実習室</u></td><td><u>5, 250円</u></td></tr> </table> 2 (省 略)	施設名	使用料（1日につき）	(省 略)		<u>調理実習室</u>	<u>5, 250円</u>
施設名	使用料（1日につき）										
(省 略)											
施設名	使用料（1日につき）										
(省 略)											
<u>調理実習室</u>	<u>5, 250円</u>										

附 則

- この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の豊中市立子育て支援センター条例第4条及び第2条の規定による改正後の豊中市保健センター条例第4条の規定による使用承認並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

市議案第 8 1 号

豊中市体育施設条例の一部を改正する条例の設定
について

豊中市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように設定
するものとする。

令和 6 年（2 0 2 4 年）9 月 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

豊中市立豊島公園野球場の野球場会議室の供用を廃止する
ため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市体育施設条例の一部を改正する条例

豊中市体育施設条例（昭和 5 6 年豊中市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

(現 行)			(改 正 後)		
別表第 3 野球場使用料金表			別表第 3 野球場使用料金表		
区分	使用料		区分	使用料	
	単位	料金		単位	料金
(省 略)			(省 略)		
野球場会議室	1 日	3, 6 0 0 円			
野球場小会議室	(省 略)		野球場会議室	(省 略)	
(省 略)			(省 略)		
備考 (省 略)			備考 (省 略)		

附 則

この条例は，市規則で定める日から施行する。

市議案第 8 2 号

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例の
設定について

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように
設定するものとする。

令和 6 年（2 0 2 4 年）9 月 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

国民健康保険法の改正に伴い被保険者証の返還に応じない
者に対する過料に係る規定を削除するとともに，その他所要の
規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊中市国民健康保険条例（昭和３５年豊中市条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
（徴収猶予） 第２２条 市長は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当して、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、<u>６月</u>以内の期間を限って徴収を猶予することができる。 （１）～（５） （省 略） ２ （省 略） （過料） 第２４条 市は、納付義務者が法第９条第１項若しくは<u>第９項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においては、その者に対し、１００、０００円以下の過料を科する。	（徴収猶予） 第２２条 市長は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当して、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、<u>６月（急患等として保険医療機関又は保険薬局から医療を受けた被保険者に係る保険料にあっては、１年）</u>以内の期間を限って徴収を猶予することができる。 （１）～（５） （省 略） ２ （省 略） （過料） 第２４条 市は、納付義務者が法第９条第１項若しくは<u>第５項</u>の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした場合</u>においては、その者に対し、１００、０００円以下の過料を科する。

附 則

- この条例は、令和６年１２月２日から施行する。
- この条例による改正後の豊中市国民健康保険条例第２２条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納期限の到来する保険料について適用し、施行日前に納期限の到来する保険料については、なお従前の例による。
- 施行日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の

整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。

市議案第 83 号

豊中市水道事業給水条例の一部を改正する条例の
設定について

豊中市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように
設定するものとする。

令和 6 年（2024 年）9 月 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

水道料金等の額を改正するとともに，加入金の廃止その他所
要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市水道事業給水条例の一部を改正する条例

豊中市水道事業給水条例（昭和 35 年豊中市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
（工事の施行） 第 13 条 （省 略） 2～4 （省 略） 5 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、第 1 項の指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 16 条の 2 第 3 項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が第 11 条第 1 項に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 第 4 章 料金、<u>加入金</u>及び手数料 （料金） 第 28 条 料金は、次の各号に定める基本料金の額及び従量料金の額の合計額に、当該合計額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条に規定する消費税の税率（以下「消費税率」という。）を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率（以下「地方消費税率」という。）を乗じて得た額を加算した額（その加算した額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、臨時用に係る料金は、第 2 号に定める従量料金の額に、当該額に消	（工事の施行） 第 13 条 （省 略） 2～4 （省 略） 5 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、第 1 項の指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 16 条の 2 第 3 項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が第 11 条第 1 項に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 第 4 章 料金及び手数料 （料金） 第 28 条 料金は、次の各号に定める基本料金の額及び従量料金の額の合計額に、当該合計額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条に規定する消費税の税率（以下「消費税率」という。）を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率（以下「地方消費税率」という。）を乗じて得た額を加算した額（その加算した額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、臨時用に係る料金は、第 2 号に定める従量料金の額に、当該額に消

(現 行)			(改 正 後)		
費税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税率を乗じて得た額を加算した額（その加算した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。			費税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税率を乗じて得た額を加算した額（その加算した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。		
(1) 基本料金			(1) 基本料金		
メーターの口径		基本料金 (1月につき)	メーターの口径		基本料金 (1月につき)
25ミリメートル以下		<u>760円</u>	25ミリメートル以下		<u>990円</u>
30ミリメートル		<u>920円</u>	30ミリメートル		<u>1,200円</u>
40ミリメートル		<u>1,160円</u>	40ミリメートル		<u>1,510円</u>
50ミリメートル		<u>1,700円</u>	50ミリメートル		<u>2,210円</u>
75ミリメートル		<u>3,860円</u>	75ミリメートル		<u>5,020円</u>
100ミリメートル		<u>6,020円</u>	100ミリメートル		<u>7,870円</u>
150ミリメートル		<u>17,910円</u>	150ミリメートル		<u>23,450円</u>
200ミリメートル		<u>40,180円</u>	200ミリメートル		<u>52,480円</u>
250ミリメートル		<u>71,070円</u>	250ミリメートル		<u>92,950円</u>
(2) 従量料金			(2) 従量料金		
用途	使用水量 (1月につき)	従量料金 (1立方メートルにつき)	用途	使用水量 (1月につき)	従量料金 (1立方メートルにつき)
一般用	1立方メートルから10立方メートルまでの分	<u>20円</u>	一般用	1立方メートルから10立方メートルまでの分	<u>24円</u>
	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	<u>131円</u>		10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	<u>135円</u>
	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	<u>211円</u>		20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	<u>215円</u>

(現 行)			(改 正 後)		
	3 0 立方メートルを超え 5 0 立方メートルまでの分	2 6 8 円		3 0 立方メートルを超え 5 0 立方メートルまでの分	2 7 1 円
	5 0 立方メートルを超え 1 0 0 立方メートルまでの分	3 3 8 円		5 0 立方メートルを超え 1 0 0 立方メートルまでの分	3 4 1 円
	1 0 0 立方メートルを超え 5 0 0 立方メートルまでの分	3 7 7 円		1 0 0 立方メートルを超え 5 0 0 立方メートルまでの分	3 8 0 円
	(省 略)			(省 略)	
湯屋用	1 立方メートルから 3 0 0 立方メートルまでの分	6 0 円	湯屋用	1 立方メートルから 3 0 0 立方メートルまでの分	6 4 円
	3 0 0 立方メートルを超え 2, 0 0 0 立方メートルまでの分	8 9 円		3 0 0 立方メートルを超え 2, 0 0 0 立方メートルまでの分	9 3 円
	2, 0 0 0 立方メートルを超える分	1 1 3 円		2, 0 0 0 立方メートルを超える分	1 1 7 円
臨時用	1 立方メートルにつき	5 6 5 円	臨時用	1 立方メートルにつき	5 6 9 円
2 (省 略)			2 (省 略)		
3 私設消火栓を公共のための消火演習以外の消火演習に使用したときの料金は、消火栓 1 栓 1 回について <u>5, 6 5 0 円</u> として算定した金額に、当該金額に消費税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税率を乗じて得た額を加算した額とし、1 回の使用時間は、1 0 分以内とする。			3 私設消火栓を公共のための消火演習以外の消火演習に使用したときの料金は、消火栓 1 栓 1 回について <u>5, 6 9 0 円</u> として算定した金額に、当該金額に消費税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税率を乗じて得た額を加算した額とし、1 回の使用時間は、1 0 分以内とする。		
4 (省 略)			4 (省 略)		
<u>(加入金)</u>					
<u>第 3 5 条の 2 加入金は、次の区分に応じた金額に、当該金額に消費税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税率を乗じて得た額を加算した額とし、給水装置の新設又は増径工事申込者から徴収する。この場合において、増径工事申込者から徴収する加入金は、新口径に係る加入金と旧口径に係る加入金</u>					

(現 行)	(改 正 後)																		
<u>との差額とする。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>メーターの口径</u></th><th><u>加入金</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>20ミリメートル以下</u></td><td><u>122,000円</u></td></tr> <tr> <td><u>25ミリメートル</u></td><td><u>244,000円</u></td></tr> <tr> <td><u>30ミリメートル</u></td><td><u>1,100,000円</u></td></tr> <tr> <td><u>40ミリメートル</u></td><td><u>2,350,000円</u></td></tr> <tr> <td><u>50ミリメートル</u></td><td><u>4,220,000円</u></td></tr> <tr> <td><u>75ミリメートル</u></td><td><u>12,240,000円</u></td></tr> <tr> <td><u>100ミリメートル</u></td><td><u>26,110,000円</u></td></tr> <tr> <td><u>150ミリメートル以上</u></td><td><u>管理者が別に定める額</u></td></tr> </tbody> </table> 2 <u>加入金は、給水装置の工事が次の各号に掲げるものである場合は、前項の規定にかかわらず、当該工事の申込者から徴収するものとし、その額は、当該各号に定めるところにより算定する。</u> (1) <u>受水槽を設置し、又はその設置されている建物又は施設に係るもの</u> <u>管理者が別に定める基準により算出した計画1日使用水量を一般住居の</u> <u>1日標準使用水量で除した数（その数に小数点以下の端数が生じたときは、切り上げる。）に、122,000円に、当該金額に消費税率を乗じ</u> <u>て得た額及びその額に地方消費税率を乗じて得た額を加算した額を乗じ</u> <u>て得た額と、申込みに係る給水装置について前項の規定を適用した場合に</u> <u>おける加入金の額のいずれか多い方の額</u> (2) <u>1個のメーターで2以上の専用給水装置に給水する共同住宅等に係</u> <u>るもの（当該工事が受水槽の設置又は撤去を伴う改造工事である場合を除</u> <u>く。）</u> <u>各戸又は各箇所に取り込む給水管の口径をメーターの口径とみな</u> <u>し、前項の表の区分に応じた各戸又は各箇所ごとの金額の合計額に、当該</u>	<u>メーターの口径</u>	<u>加入金</u>	<u>20ミリメートル以下</u>	<u>122,000円</u>	<u>25ミリメートル</u>	<u>244,000円</u>	<u>30ミリメートル</u>	<u>1,100,000円</u>	<u>40ミリメートル</u>	<u>2,350,000円</u>	<u>50ミリメートル</u>	<u>4,220,000円</u>	<u>75ミリメートル</u>	<u>12,240,000円</u>	<u>100ミリメートル</u>	<u>26,110,000円</u>	<u>150ミリメートル以上</u>	<u>管理者が別に定める額</u>	
<u>メーターの口径</u>	<u>加入金</u>																		
<u>20ミリメートル以下</u>	<u>122,000円</u>																		
<u>25ミリメートル</u>	<u>244,000円</u>																		
<u>30ミリメートル</u>	<u>1,100,000円</u>																		
<u>40ミリメートル</u>	<u>2,350,000円</u>																		
<u>50ミリメートル</u>	<u>4,220,000円</u>																		
<u>75ミリメートル</u>	<u>12,240,000円</u>																		
<u>100ミリメートル</u>	<u>26,110,000円</u>																		
<u>150ミリメートル以上</u>	<u>管理者が別に定める額</u>																		

(現 行)	(改 正 後)
<u>合計額に消費税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税率を乗じて得た額を加算した額</u> <u>3 前項の場合において、改造工事（増径工事を含む。以下同じ。）の申込者から徴収する加入金の額については、管理者が別に定める。ただし、受水槽を撤去し、配水管から給水栓まで直結する改造工事であって、管理者が別に定めるものについては、加入金を徴収しない。</u> <u>4 加入金は、管理者が定める期日までに前納しなければならない。</u> <u>5 既納の加入金は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> <u>6 その他加入金に関する必要な事項は、管理者が別に定める。</u> (手数料) 第36条 手数料は、次のとおりとし、申込者から徴収する。 (1)～(4) (省 略) (5) 証明手数料（1件につき） <u>300円</u> 2～4 (省 略) (料金、<u>加入金</u>、手数料等の減免) 第37条 管理者は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、<u>加入金</u>、手数料その他の費用を減免することができる。 (違反処分) 第39条 次の各号のいずれかに該当するときは、50,000円以下の過料を科し、その理由が継続する間給水を停止し、損害があったときは、これを賠償させることができる。	(手数料) 第36条 手数料は、次のとおりとし、申込者から徴収する。 (1)～(4) (省 略) (5) 証明手数料（1件につき） <u>450円</u> 2～4 (省 略) (料金、手数料等の減免) 第37条 管理者は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減免することができる。 (違反処分) 第39条 次の各号のいずれかに該当するときは、50,000円以下の過料を科し、その理由が継続する間給水を停止し、損害があったときは、これを賠償させることができる。

(現 行)	(改 正 後)
(1) 料金, <u>加入金</u>又は手数料の徴収を免れようとして, 詐欺その他不正な行為をしたとき (2) ~ (7) (省 略) (停水処分) 第 4 0 条 管理者は, 料金, <u>加入金</u>, 手数料又は工事費その他この条例により納付しなければならない金額を指定期限内に納付しないときは, 完納するまで給水を停止することができる。 (過料) 第 4 1 条 詐欺その他不正な行為によって, 料金, <u>加入金</u>又は手数料の徴収を免れた者に対し, 徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額 (当該 5 倍に相当する金額が 5 0, 0 0 0 円を超えないときは, 5 0, 0 0 0 円とする。) 以下の過料を科することができる。	(1) 料金又は手数料の徴収を免れようとして, 詐欺その他不正な行為をしたとき (2) ~ (7) (省 略) (停水処分) 第 4 0 条 管理者は, 料金, 手数料又は工事費その他この条例により納付しなければならない金額を指定期限内に納付しないときは, 完納するまで給水を停止することができる。 (過料) 第 4 1 条 詐欺その他不正な行為によって, 料金又は手数料の徴収を免れた者に対し, 徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額 (当該 5 倍に相当する金額が 5 0, 0 0 0 円を超えないときは, 5 0, 0 0 0 円とする。) 以下の過料を科することができる。

附 則

- 1 この条例は, 令和 7 年 2 月 1 日から施行する。ただし, 第 1 3 条第 5 項の改正規定は, 公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊中市水道事業給水条例 (以下「改正後の条例」という。) 第 2 8 条第 1 項の規定は, この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後の使用水量に係る料金から適用し, 施行日前の使用水量に係る料金については, なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続している水道の使用に係る施行日以後最初の定例日に計量された使用水量に係る料金については, 改正後の条例第 2 8 条第 1 項及び前項の規定にかかわらず, なお従前の例による。
- 4 施行日前の給水装置の工事の申込みに係る加入金については, なお従前の例による。
- 5 改正後の条例第 3 6 条第 1 項第 5 号の規定は, 施行日以後の申込みに係る手数料から適用し, 施行日前の申込みに係る手数料については, なお従前の例による。

市議案第 8 4 号

豊中市下水道条例の一部を改正する条例の設定に
ついて

豊中市下水道条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 6 年（2 0 2 4 年）9 月 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

下水道使用料の額その他所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市下水道条例の一部を改正する条例

豊中市下水道条例（昭和 3 9 年豊中市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）			（ 改 正 後 ）		
（指定排水設備工事業者等）			（指定排水設備工事業者等）		
第 9 条 指定排水設備工事業者は、次の各号に掲げる条件を備えた者の申請に基づき管理者が指定する。			第 9 条 指定排水設備工事業者は、次に掲げる条件を備えた者の申請に基づき管理者が指定する。		
（1）（省 略）			（1）（省 略）		
<u>（2） 専属の責任技術者を有すること。</u>			<u>（2） 営業所ごとに排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）を選任していること。</u>		
（3）（省 略）			（3）（省 略）		
2 ～ 7 （省 略）			2 ～ 7 （省 略）		
（使用料の算定方法）			（使用料の算定方法）		
第 1 5 条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、1 使用月につき、次の表に定めるところにより算定した金額（次項本文の規定の適用がある場合は、当該規定の適用後の金額）に、当該金額に消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）第 2 9 条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 7 2 条の 8 3 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（その加算した額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。			第 1 5 条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、1 使用月につき、次の表に定めるところにより算定した金額（次項本文の規定の適用がある場合は、当該規定の適用後の金額）に、当該金額に消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）第 2 9 条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 7 2 条の 8 3 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（その加算した額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。		
種別	使用料		種別	使用料	
	基本使用料	従量使用料（1 立方メートルにつき）		基本使用料	従量使用料（1 立方メートルにつき）
一 般	<u>4 2 2 円</u>	1 立方メートルから 1 0 立方メートルまでの分	一 般	<u>5 9 1 円</u>	1 立方メートルから 1 0 立方メートルまでの分

(現 行)			(改 正 後)		
汚水		<u>1 0 円</u>	汚水		<u>1 6 円</u>
	1 0 立方メートルを超え 2 0 立方メートルまでの分	<u>7 7 円</u>		1 0 立方メートルを超え 2 0 立方メートルまでの分	<u>8 3 円</u>
	2 0 立方メートルを超え 5 0 立方メートルまでの分	<u>9 7 円</u>		2 0 立方メートルを超え 5 0 立方メートルまでの分	<u>1 0 3 円</u>
	5 0 立方メートルを超え 1 0 0 立方メートルまでの分	<u>1 1 6 円</u>		5 0 立方メートルを超え 1 0 0 立方メートルまでの分	<u>1 2 0 円</u>
	1 0 0 立方メートルを超え 5 0 0 立方メートルまでの分	<u>1 4 3 円</u>		1 0 0 立方メートルを超え 5 0 0 立方メートルまでの分	<u>1 4 7 円</u>
	(省 略)			(省 略)	
	公 衆 浴 場 汚水	1 立方メートルにつき <u>1 9 円</u>		公 衆 浴 場 汚水	1 立方メートルにつき <u>2 5 円</u>
臨 時 汚水	1 立方メートルにつき <u>2 2 5 円</u>	臨 時 汚水	1 立方メートルにつき <u>2 3 1 円</u>		
備考 (省 略)			備考 (省 略)		
2 ～ 4 (省 略)			2 ～ 4 (省 略)		

附 則

- この条例は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条第 1 項の改正規定は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。
- この条例による改正後の豊中市下水道条例（以下「改正後の条例」という。）第 1 5 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に排除された汚水に係る使用料から適用し、施行日前に排除された汚水に係る使用料については、なお従前の例による。
- 施行日前から継続している公共下水道の使用に係る施行日以後最初に算定された汚水の量に係る使用料については、改正後の条例第 1 5 条第 1 項及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

市議案第 85 号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結するものとする。

令和 6 年（2024 年）9 月 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

1	件 名	豊中市立豊島公園野球場大規模改修工事
2	変 更 前 契 約 金 額	1, 012, 000, 000 円
3	変 更 後 契 約 金 額	1, 053, 003, 600 円
4	今回変更による増額	41, 003, 600 円
5	変 更 の 要 因	地中障害物の移設の必要が生じたこと並びに 労務単価及び物価上昇に伴い、契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）の規定に より、工事請負金額の増額変更を行うもの
6	契 約 先	株式会社河崎組

（提案理由）

上記の工事について請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき
契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第 2 条の規定
により提案するものである。

契 約 変 更 表

契 約 変 更 表				件 名				場 所		
仮 契 約 日 令和 6 年 8 月 1 日				豊中市立豊島公園野球場大規模改修工事				豊中市曾根南町 1 丁目 4 番 2 号		
								担 当 部 (局) 課 (室)		
								財務部 施設課		
契 約 業 者 名		(株) 河崎組		履行期間	令和 5 年 10 月 12 日から 令和 6 年 10 月 15 日まで	契約方法	一般競争入札 落札		種別	建築工事
契 約 金 額		1,053,003,600	契 約 業 者 地 所 在 地	大阪府豊中市南桜塚 2 - 6 - 3 0			現 場 説 明		見 積 合 せ	
(内消費税額)		95,727,600								
予定価格 (税込)			低入札調査価格 (税込)	落 札 金 額						
予定価格 (税抜)			低入札調査価格 (税抜)		落札金額は、入札金額に消費税を加算したもの。					

合 算 又 は 按 分 状 況	変 更 の 内 容						
	変更前契約金額 + インフレスライド増額分 + 増額分 = 変更後契約金額 1,012,000,000円 29,246,800円 11,756,800円 1,053,003,600円						
工 事 概 要							
備 考							

当初契約日 令和 5 年 10 月 12 日

市議案第 86 号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結するものとする。

令和 6 年（2024 年）9 月 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

1	件	名	豊中市立豊島公園野球場大規模改修電気設備 工事
2	変 更 前 契 約 金 額		345,400,000 円
3	変 更 後 契 約 金 額		360,443,600 円
4	今回変更による増額		15,043,600 円
5	変 更 の 要 因		地中障害物の移設の必要が生じたこと並びに 労務単価及び物価上昇に伴い、契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）の規定に より、工事請負金額の増額変更を行うもの
6	契 約 先		きんでん関西サービス・江口電気工業特定建 設工事共同企業体

（提案理由）

上記の工事について請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき
契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第 2 条の規定
により提案するものである。

契 約 変 更 表

契 約 変 更 表				件 名				場 所					
				豊中市立豊島公園野球場大規模改修電気設備工事				豊中市曾根南町1丁目4番2号					
								担 当 部（局）課（室）					
								財務部 施設課					
仮 契 約 日		令和 6 年 8 月 1 日											
契 約 業 者 名		きんでん関西サービス・江口電気工業 特定建設工事共同企業体		履行期間		令和 5 年 10 月 12 日から 令和 6 年 10 月 15 日まで		契約方法		一般競争入札 落札		種別	電気工事
契 約 金 額		360,443,600		契 約 業 者 地 所 在 地		大阪府大阪市東成区東小橋1－13－13			現 場 説 明				
(内消費税額)		32,767,600											
予定価格（税込）				低入札調査価格（税込）		落 札 金 額				見 積 合 せ			
予定価格（税抜）				低入札調査価格（税抜）		落札金額は、入札金額に消費税を加算したもの。							

合 算 又 は 按 分 状 況	変 更 の 内 容						
	変更前契約金額 + インフレスライド増額分 + 増額分 = 変更後契約金額 345,400,000円 12,331,000円 2,712,600円 360,443,600円						
工 事 概 要							
備 考							

当初契約日 令和 5 年 10 月 12 日

市議案第 87 号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結するものとする。

令和 6 年（2024 年）9 月 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

1	件	名	児童福祉関連複合施設大規模改修工事
2	変 更 前 契 約 金 額		660,000,000 円
3	変 更 後 契 約 金 額		664,393,400 円
4	今回変更による増額		4,393,400 円
5	変 更 の 要 因		公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置 により工事請負金額の増額変更を行うもの
6	契 約 先		株式会社河崎組

（提案理由）

上記の工事について請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第 2 条の規定により提案するものである。

契 約 変 更 表

契 約 変 更 表				件 名				場 所							
仮 契 約 日 令和 6 年 7 月 19 日				児童福祉関連複合施設大規模改修工事				豊中市桜の町 3 丁目 1 2 番 1 0 号							
								担 当 部 (局) 課 (室)							
								財務部 施設課							
契 約 業 者 名		(株) 河崎組		履行期間		令和 6 年 3 月 5 日から 令和 7 年 2 月 28 日まで		契約方法		一般競争入札 落札		種別	建築工事		
契 約 金 額		664,393,400		契 約 業 者 地 所 在 地		大阪府豊中市南桜塚 2 - 6 - 3 0				現 場 説 明					
(内消費税額)		60,399,400													
予定価格 (税込)				低入札調査価格 (税込)				落 札 金 額				見 積 合 せ			
予定価格 (税抜)				低入札調査価格 (税抜)				落札金額は、入札金額に消費税を加算したもの。							

合 算 又 は 按 分 状 況	変 更 の 内 容						
	変更前契約金額 + 労務単価増額分 = 変更後契約金額 660,000,000円 4,393,400円 664,393,400円						
工 事 概 要							
備 考							

当初契約日 令和 6 年 3 月 5 日

市議案第 88 号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結するものとする。

令和 6 年（2024 年）9 月 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

1	件 名	児童福祉関連複合施設大規模改修給排水衛生設備工事
2	変 更 前 契 約 金 額	196,680,000 円
3	変 更 後 契 約 金 額	200,457,400 円
4	今回変更による増額	3,777,400 円
5	変 更 の 要 因	公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置により工事請負金額の増額変更を行うもの
6	契 約 先	柳生設備株式会社

（提案理由）

上記の工事について請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第 2 条の規定により提案するものである。

契 約 変 更 表

契 約 変 更 表				件 名			場 所		
仮 契 約 日 令和 6 年 7 月 19 日				児童福祉関連複合施設大規模改修給排水衛生設備工事			豊中市桜の町 3 丁目 1 2 番 1 0 号		
							担 当 部 (局) 課 (室)		
							財務部 施設課		
契 約 業 者 名	柳生設備 (株)			履行期間	令和 6 年 3 月 5 日から 令和 7 年 2 月 28 日まで	契約方法	一般競争入札 落札	種別	空調・給排水
契 約 金 額	200,457,400	契 約 業 者 地 所 在 地	大阪府大阪市北区南森町 2 - 4 - 3 2			現 場 説 明			
(内消費税額)	18,223,400								
予定価格 (税込)		低入札調査価格 (税込)		落 札 金 額		見 積 合 せ			
予定価格 (税抜)		低入札調査価格 (税抜)		落札金額は、入札金額に消費税を加算したもの。					

合 算 又 は 按 分 状 況	変 更 の 内 容						
	変更前契約金額 + 労務単価増額分 = 変更後契約金額 196,680,000円 3,777,400円 200,457,400円						
工 事 概 要							
備 考							

当初契約日 令和 6 年 3 月 5 日

市議案第 89 号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結するものとする。

令和 6 年（2024 年）9 月 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

1	件	名	児童福祉関連複合施設大規模改修空調設備工 事
2	変 更 前 契 約 金 額		223,289,000 円
3	変 更 後 契 約 金 額		225,709,000 円
4	今回変更による増額		2,420,000 円
5	変 更 の 要 因		公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置 により工事請負金額の増額変更を行うもの
6	契 約 先		柳生設備株式会社

（提案理由）

上記の工事について請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき
契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第 2 条の規定
により提案するものである。

契 約 変 更 表

契 約 変 更 表			件 名				場 所	
仮 契 約 日 令和 6 年 7 月 19 日			児童福祉関連複合施設大規模改修空調設備工事				豊中市桜の町3丁目12番10号	
							担 当 部 (局) 課 (室)	
							財務部 施設課	
契 約 業 者 名	柳生設備 (株)		履行期間	令和 6 年 3 月 5 日から 令和 7 年 2 月 28 日まで	契約方法	一般競争入札 落札	種別	空調・給排水
契 約 金 額	225,709,000	契 約 業 者 地 所 在 地	大阪府大阪市北区南森町2-4-32			現 場 説 明		
(内消費税額)	20,519,000							
予定価格 (税込)		低入札調査価格 (税込)		落 札 金 額		見 積 合 せ		
予定価格 (税抜)		低入札調査価格 (税抜)		落札金額は、入札金額に消費税を加算したもの。				

合 算 又 は 按 分 状 況	変 更 の 内 容						
	変更前契約金額 223,289,000円 + 労務単価増額分 2,420,000円 = 変更後契約金額 225,709,000円						
工 事 概 要							
備 考							

当初契約日 令和 6 年 3 月 5 日

市議案第 90 号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結するものとする。

令和 6 年（2024 年）9 月 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

1	件	名	児童福祉関連複合施設大規模改修電気設備工 事
2	変 更 前 契 約 金 額		317,900,000 円
3	変 更 後 契 約 金 額		322,286,800 円
4	今回変更による増額		4,386,800 円
5	変 更 の 要 因		公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置 により工事請負金額の増額変更を行うもの
6	契 約	先	西田電気株式会社

（提案理由）

上記の工事について請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき
契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第 2 条の規定
により提案するものである。

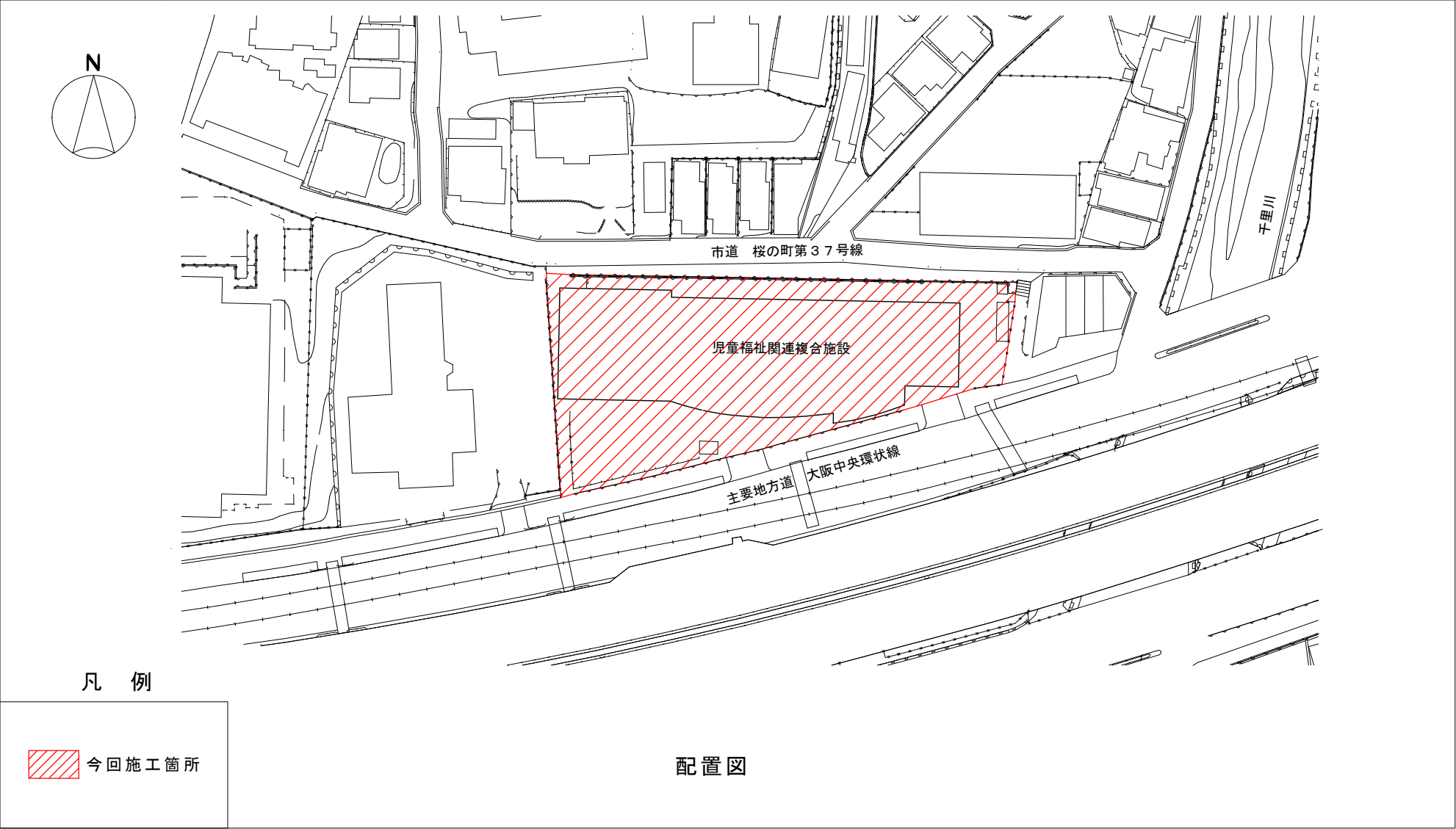
契 約 変 更 表

契 約 変 更 表				件 名				場 所							
仮 契 約 日				令和 6 年 7 月 26 日				児童福祉関連複合施設大規模改修電気設備工事				豊中市桜の町 3 丁目 1 2 番 1 0 号			
												担 当 部 (局) 課 (室)			
												財務部 施設課			
契 約 業 者 名		西田電気 (株)		履行期間		令和 6 年 3 月 5 日から 令和 7 年 2 月 28 日まで		契約方法		随意契約 8 号該当 採用		種別	電気工事		
契 約 金 額		322,286,800		契 約 業 者 地 所 在 地		大阪府豊中市蛸池北町 1 - 4 - 2 8				現 場 説 明					
(内消費税額)		29,298,800													
予定価格 (税込)				低入札調査価格 (税込)		落 札 金 額				見 積 合 せ					
予定価格 (税抜)				低入札調査価格 (税抜)		落札金額は、入札金額に消費税を加算したもの。									

合 算 又 は 按 分 状 況	変 更 の 内 容						
工 事 概 要	変更前契約金額 + 労務単価増額分 = 変更後契約金額 317,900,000円 4,386,800円 322,286,800円						
備 考							

当初契約日 令和 6 年 3 月 5 日

件 名	児童福祉関連複合施設大規模改修工事 児童福祉関連複合施設大規模改修給排水衛生設備工事 児童福祉関連複合施設大規模改修空調設備工事 児童福祉関連複合施設大規模改修電気設備工事	場 所	豊中市桜の町3丁目12番10号
-----	---	-----	-----------------



市議案第 9 1 号

動産の買入れについて

次のとおり動産を買い入れるものとする。

令和 6 年（2 0 2 4 年）9 月 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

動 産 名	買 入 れ 金 額	買 入 れ 先
高度救命処置用資機材	23,430,000 円	株 式 会 社 ア ダ チ

（提案理由）

上記の動産を買い入れたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第 3 条の規定により提案するものである。

入札結果表

入札結果表			件 名				場 所						
			高度救命処置用資機材				豊中市消防局 豊中市岡上の町1-8-24						
							担 当 部（局）課（室）						
							消防局 警防課						
仮 契 約 日		令和6年8月1日											
契 約 業 者 名		(株)アダチ		履行期間	本契約締結日 から 令和7年3月31日 まで		契約方法	一般競争入札 落札	種別	消防・防災用品			
契 約 金 額		23,430,000		契 約 業 者 所 在 地		大阪府大阪市内平野町3－2－10			電 送		令和 6年 7月 11日 午前 9 時 00 分		
(内消費税額)		2,130,000											
予定価格(税込)		非公表		最低制限価格(税込)		設定なし	落 札 金 額	23,430,000		入 札		令和 6年 7月 26 日 午前 11 時 00 分	
予定価格(税抜)		非公表		最低制限価格(税抜)		設定なし	落札金額は、入札金額に消費税を加算したもの。					第1入札室	

合 算 又 は 按 分 状 況	No.	業 者 名 及 び 入 札 経 過	第1回 (円)	第2回 (円)	第3回 (円)	第4回 (円)	落札比率
	1	60081-0 (株)アダチ	落札 21,300,000				87.44%
概 要							
高度救命処置用資機材の調達(2式分)							
備 考							

業者経歴表

件 名	高度救命処置用資機材
-----	------------

業 者 名	資 本 金	主な経歴	請負金額	発注者	備考
60081-0 (株)アダチ	千円 21,000	高度救命処置用資機材	千円 10,395	豊中市	

高度救命処置用資器材仕様書

番号	資器材名称	メーカー・形式等	必要数量	数量単位	備考	同等品
1	パルスオキシメーター	フクダコーリン株式会社　パルスオキシメーターHPO-1601	1	機	付属品にネックストラップ（使用時分離可）と電池、小児用クリップブローブ型番HPO-1601-CPC1本を含む。	○
2	自動体外式除細動器	ZOLL　Xシリーズ （SPO2+NIBP+E t CO2+12誘導）	1	式	ZOLL　Xシリーズ本体1式 （標準品） AC電源ケーブル1本、記録紙1巻、充電式バッテリー1個、キャリーケース1式、心電図誘導ケーブル3電極1本、10電極1本、取扱説明書1冊、マルチファンクションケーブル1本、リユーザブルカフ接続用ホース1本、リユーザブルカフ成人用1個、CPRコネクタ1個 〈追加付属品〉 心電図誘導ケーブル10電極1本、心電図誘導ケーブル5電極1本、心電図誘導ケーブル3電極1本、レッドリユーザブルケーブル101本、LNCS成人用リユーザブルセンサ2本、LNCS小児用リユーザブルセンサ2本、リユーザブルカフ接続用ホース1本、リユーザブルカフ成人用1個、リユーザブルカフ小児用2個、フィルターラインセット成人/小児（25本/箱）1箱、USBフラッシュドライバ－8GB1個、充電式バッテリー1本、マルチファンクションケーブル1本、Sure Powerバッテリーチャージャー　シングル1台	×
3	ベッドサイドモニター	フクダ電子　DS－8200	1	式	付属品の中に取り付け金具及び取付費、心電計ケーブル(2本)、中継ケーブル(2本)、バッテリー(1個)、YSI体温温度プローブ(2個)を含めること。また、SPO2センサーは、患者ケーブル(2本)、成人用(2個)、小児用・乳幼児用・新生児用については、ディスプレイを各サイズ1箱、血圧測定は、17歳以上2本、成人(大2個)と小児（2個）・幼児（2個）の測定が可能であること。	×
4	血圧計	アナロイド血圧計　タイコス　ハンド型	1	台	付属品に成人（標準装備）・特大（1個）・小児用（1個）加を含めること。	○
		アナロイド血圧計　タイコス　車載式	1	台	付属品に成人（標準装備）・特大（1個）・小児用（1個）加を含めること。	○
		テルモ電子血圧計　エレマーノ2	1	台	テルモ電子血圧計エレマーノ2	○
5	血糖測定器	アークレイ　グルコカード　プライム	1	式	Gセンサー25バック付き	○
6	バッグバルブマスク（シリコンレサシテータ）一式	レールダル社　成人用　870051	2	個	付属品にマスク、酸素リザーバーバッグを含むこと。	×
		レールダル社　小児用　860051	1	個	付属品にマスク、酸素リザーバーバッグを含むこと。	×
		レールダル社　乳児用　850051	1	個	付属品にマスク、酸素リザーバーバッグを含むこと。	×
7	酸素吸入器	ガスサブライバルブ	1	個	接続アダプター各種類　2個を含むこと。	×
8	オキシハンガー		1	式	プロテクター付き	×
9	喉頭鏡	イマムラ喉頭鏡　ショートハンドル	3	式	ケース付（IMG喉頭鏡ソフトケース　ハンドル・ブレード3本収納）	×
		イマムラ喉頭鏡　メガライトミラー	1	本	0号（新生児・小児用）直型	×
		イマムラ喉頭鏡　メガライトミラー	1	本	1号（新生児・小児用）直型	×
		イマムラ喉頭鏡　メガライトマッキントッシュ	2	本	2号	×
		イマムラ喉頭鏡　メガライトマッキントッシュ	2	本	3号	×
		イマムラ喉頭鏡　メガライトマッキントッシュ	2	本	4号	×
10	硬性挿管用喉頭鏡	エアウェイスコープ	1	本	イントロック　10本入り/1箱含む	○
11	マギル鉗子	ペンロン製（成人用・小児用）	1	式	成人用1本・小児用1本を1式とする	○
12	気道確保用資器材一式	スミスメディカル　ラリングルチューブサクション・ディスプレイTS-D	1	箱	3号　1箱10本入り	○
		スミスメディカル　ラリングルチューブサクション・ディスプレイTS-D	1	箱	4号　1箱10本入り	○
13	自動式吸引器	レールダル　サクションユニット	1	機	標準付属品・ショルダーストラップを含む。	×
14	バックボード式	ファerno製バックボード　本体	1	本		×
		ファerno製バックボード　イモビライザー	1	式		×
		ファerno製バックボード　ストラップ	5	本		×
		バックボード　ストラップ　収納ポーチ	1	個	ドライバック7リットル　PD350　K4152　レッド　ストラップ5本収容可能	○
15	止血帯	キャットターニケット　NAR3023	4	個	カラー：オレンジ	×
16	救急かばん	豊中市消防局仕様	1	個	隊長バック	×
17	救急かばん	豊中市消防局仕様	1	個	外傷バック	×
18	救急かばん	豊中市消防局仕様	1	個	酸素バック	×
19	救急かばん	ELITE BAGS　エマーゼンシーバッグ	1	個	小児用バック　商品番号：23801レッド　刺繍（縦4cm×横20cm　糸：黒色）入り「豊中消防　小児用バッグ」	×
20	救急かばん	ELITE BAGS　エマーゼンシーバッグ	1	個	産科用バッグ　商品番号：23845グリーン　刺繍（縦4cm×横20cm　糸：黒色）入り「豊中消防　産科用バッグ」	×
21	耐刃防護衣（防刃ベスト）	ポーター工業製BPK－10PB豊中仕様　L寸	3	着		×
22	雨覆い	レインカバー、雨おい（ファerno社製）	1	式	レインボーカバー1枚・雨おい1枚を1式とする	×
23	救命浮環	マリンボーチ　予備ガス・マガジン各1含む	1	式		×
24	布担架	ターボリン地	2	枚	縦180cm×横48cm。持ち手が8ヶ所あること。	×
25	体位変換用シート	ラクラックス　620×800	1	枚		×
26	階段避難車	コーケン　イーバックチェア　ミニ	1	台	付属品に表示プレート、ダストカバー、取り扱い説明DVDを含む	×
27	ウエストポーチ	WKP-3365	9	個		○
28	救急用力ブノメータ	マシモジャパン　EMMA	1	個		×
29	人工呼吸器	メデュマット・イージー・CPR	1	個	基本セット	×
30	酸素ボンベ	日本薬局方酸素	4	本	2リットル型（14.7Mp）各2本、10リットル型（14.7Mp）各2本　計4本	×
31	酸素調整器	コーケン　Oxy　Flow200中央型	2	個	型番：KOM2112KC	×

市議案第 9 2 号

動産の買入れについて

次のとおり動産を買い入れるものとする。

令和 6 年（2 0 2 4 年）9 月 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

動 産 名	買 入 れ 金 額	買 入 れ 先
棚 ・ ロ ッ カ ー	19,979,300 円	ナニワ商事株式会社

（提案理由）

上記の動産を買い入れたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第 3 条の規定により提案するものである。

入札結果表

入札結果表			件 名					場 所					
			棚・ロッカー					①豊中市内 ②豊中市児童相談所					
								担 当 部（局）課（室）					
								こども未来部 こども安心課					
仮 契 約 日		令和 6年 8 月 26 日											
契 約 業 者 名		ナニワ商事(株)		履行期間	本契約締結日 令和7年3月14日	から まで	契約方法	指名競争入札 落札		種別	スチール・木製家具		
契 約 金 額		19,979,300	契 約 業 者 所 在 地		大阪府豊中市玉井町2-2-5			電 送		令和 6 年 8 月 2 日 午前 10 時 00 分			
(内消費税額)		1,816,300											
予定価格(税込)		非公表	最低制限価格(税込)		設定なし	落 札 金 額	19,979,300		入 札		令和 6 年 8 月 23 日 午前 11 時 00 分 第1入札室		
予定価格(税抜)		非公表	最低制限価格(税抜)		設定なし	落札金額は、入札金額に消費税を加算したもの。							

合 算 又 は 按 分 状 況	No.	業 者 名 及 び 入 札 経 過	第1回 (円)	第2回 (円)	第3回 (円)	第4回 (円)	落札比率
概 要 児童相談所等に設置する什器の調達	1	50194-0 ナニワ商事(株)	落札 18,163,000				64.09%
	2	50887-0 (株)ホクセツ谷木商事	18,834,800				
	3	50674-0 (株)オリオン商会	19,100,000				
	4	50059-0 (株)豊文堂	辞退				
	5	50188-0 (株)伊勢屋	辞退				
	6	50437-0 (株)文学館	辞退				
	7	51186-0 (株)タニ商事	辞退				
備 考	8	52285-0 (株)ヤマテック	辞退				
	9	57420-0 (株)Good Hill	辞退				

業者経歴表

件 名	棚・ロッカー
-----	--------

業 者 名	資 本 金	主な経歴	請負金額	発注者	備考
50194-0 ナニワ商事（株）	千円 10,000	フリーアドレス仕器（令和5年度）	24,522,300	豊中市	

件名	棚・ロッカー
----	--------

No	品名	規格	数量	単位
1	収納庫(両開き扉)	W900×D450×H2100等	10	台
2	システム収納	W3600×D190×H1045	1	台
3	収納庫(オープン)一式	W900×D450×H2100	1	式
4	収納庫(トレユニット)一式	W900×D450×H1050	2	式
5	ラック一式	W2100×D450×H1800等	32	式
6	収納庫(両開き扉)一式	W900×D450×H1050等	54	式
7	収納庫 上置き下置き一式	W900×D450×H1050	2	式
8	収納庫(3枚引き戸扉)一式	W900×D400×H2100等	3	式
9	パーソナルロッカー	W900×D450×H1480	6	台
10	ランドセル収納6人用	W1200×D450×H810	4	台
11	ロッカー一式	W900×D515×H1790	40	式
12	収納庫(3枚ガラス引き戸扉)一式	W900×D400×H1050	1	式
13	パーソナルロッカー一式	W900×D450×H1480等	7	式
14	収納庫(扉なし)一式	W900×D450×H1050等	3	式
15	収納庫(片開き)一式	W450×D450×H1050	2	式
16	クリーンロッカー・備品ロッカー	W455×D450×H1790	2	台
17	ラック	W880×D605×H1200	1	台

市議案第 9 3 号

動産の買入れについて

次のとおり動産を買い入れるものとする。

令和 6 年（ 2 0 2 4 年） 9 月 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

動 産 名	買 入 れ 金 額	買 入 れ 先
事 務 用 デ ス ク ・ 椅 子 ・ ワ ゴ ン	19,447,340 円	ナニワ商事株式会社

（提案理由）

上記の動産を買い入れたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第 3 条の規定により提案するものである。

入札結果表

入札結果表			件 名					場 所		
			事務用デスク・椅子・ワゴン					①豊中市内 ②豊中市児童相談所		
								担 当 部（局）課（室）		
								こども未来部 こども安心課		
仮 契 約 日		令和 6年 8 月 26 日								
契 約 業 者 名		ナニワ商事(株)		履行期間	本契約締結日 令和7年3月14日	から まで	契約方法	指名競争入札 落札	種別	スチール・木製家具
契 約 金 額		19,447,340	契 約 業 者 所 在 地	大阪府豊中市玉井町2ー2ー5				電 送	令和 6 年 8 月 2 日 午前 10 時 00 分	
(内消費税額)		1,767,940								
予定価格(税込)		非公表	最低制限価格(税込)	設定なし	落 札 金 額	19,447,340		入 札	令和 6 年 8 月 23 日 午前 11 時 20 分 第1入札室	
予定価格(税抜)		非公表	最低制限価格(税抜)	設定なし	落札金額は、入札金額に消費税を加算したもの。					

合 算 又 は 按 分 状 況	No.	業 者 名 及 び 入 札 経 過	第1回 (円)	第2回 (円)	第3回 (円)	第4回 (円)	落札比率
概 要 児童相談所等に設置する什器の調達	1	50194-0 ナニワ商事(株)	落札 17,679,400				70.21%
	2	50887-0 (株)ホクセツ谷木商事	18,295,000				
	3	50674-0 (株)オリオン商会	18,600,000				
	4	50059-0 (株)豊文堂	辞退				
	5	50188-0 (株)伊勢屋	辞退				
	6	50437-0 (株)文学館	辞退				
	7	51186-0 (株)タニ商事	辞退				
	8	52285-0 (株)ヤマテック	辞退				
	9	57420-0 (株)Good Hill	辞退				
備 考							

業者経歴表

件 名	事務用デスク・椅子・ワゴン
-----	---------------

業 者 名	資 本 金	主な経歴	請負金額	発注者	備考
50194-0 ナニワ商事（株）	千円 10,000	フリーアドレス仕器（令和5年度）	24,522,300	豊中市	

件名	事務用デスク・椅子・ワゴン
----	---------------

No	品名	規格	数量	単位
1	事務テーブル 2人用	W1200×D1200×H720	40	台
2	ワゴン	W398×D605×H620等	136	台
3	診察デスク	W1400×D700×H720	1	台
4	事務テーブル	W1800×D700×H720等	48	台
5	事務デスク(片袖)	W1000×D600×H720	1	台
6	片袖デスク	W1200×D700×H720	1	台
7	事務テーブル 1人用	W1200×D600×H720	22	台
8	事務用回転イス(肘つき)	W630×D560×H905	6	脚
9	事務用回転イス(肘なし)	W630×D560×H905	103	脚
10	事務用回転イス(ローバック)	W575×D550×H810	1	脚
11	事務用回転イス(ハイバック)	W575×D575×H875	2	脚

市議案第 9 4 号

特定事業契約の締結について

次のとおり特定事業契約を締結するものとする。

令和 6 年（2 0 2 4 年）9 月 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

件 名	契 約 金 額	契 約 先
豊中市立小・中学校屋内 運動場空調設備整備事業	4,305,053,500 円	豊中学校空調サービス 株式会社

（提案理由）

上記の特定事業契約について契約を締結したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 1 2 条の規定により提案するものである。

見 積 結 果 表

見 積 結 果 表			件 名				場 所		
			豊中市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業				豊中市立克明小学校外49校		
仮 契 約 日 令和 6年 8月 26日			担 当 部 (局) 課 (室)						
			教育委員会事務局学校施設管理課						
契 約 業 者 名	豊中学校空調サービス(株)		履行期間	本契約締結日 から 令和23年3月31日まで	契約方法	随意契約2号該当 採用			
契 約 金 額	4,305,053,500	契 約 業 者 所 在 地	豊中学校空調サービス(株) 大阪府豊中市北条町三丁目14番4号		電 送	令和 6年 7月16日 午後1時00分			
(内消費税額)	391,368,500								
予定価格(税込)	4,305,053,500	最低制限価格(税込)	設定なし	採 用 金 額 4,305,053,500		見 積 合 せ	令和 6年 8月23日 午後1時00分		
予定価格(税抜)	3,913,685,000	最低制限価格(税抜)	設定なし	採用金額は、見積金額に消費税を加算したもの。					

合 算 又 は 按 分 状 況	No.	業 者 名 及 び 入 札 経 過	第1回 (円)	第2回 (円)	第3回 (円)	第4回 (円)	落札比率
概 要 市立小・中学校の屋内運動場に空調設備及びプロパン・エアー発生装置を整備し、整備後の維持管理業務を実施することにより、教育環境等の整備を図る。	1	豊中学校空調サービス(株)	採用 3,913,685,000				100.0%
備 考 ※豊中学校空調サービス(株)は、豊中市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業の募集要項等において民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に基づき設立を求める特別目的会社であり、優先交渉権者として選定された柳生設備を代表企業とする柳生設備グループが設立したものである。 代表企業 柳生設備(株) 構成企業 オーディーエー(株) 協力企業 (株)創英設計 協力企業 サンテクノサービス(株) 協力企業 パナソニック産機システムズ(株)							

業 者 経 歴 表

件 名	豊中市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業
-----	------------------------

業 者 名	資 本 金	技 術 職 員 数	主な設計、工事経歴	請負金額	発注者	備考
豊中学校空調サービス(株)						
代表企業 柳生設備(株)	千円 20,000	人 41	生駒市立小中学校及び幼稚園エアコン (ガス) 整備工事	千円 1,054,138	生駒市	
構成企業 オーディーエー(株)	千円 35,000	人 8	豊中市立第二中学校コンピューター室 空調設備改修工事	千円 5,593	豊中市	
協力企業 (株) 創英設計	千円 10,000	人 8	大阪府立刀根山支援学校空調設備改修 工事設計業務	千円 2,920	大阪府	
協力企業 サンテクノサービス(株)	千円 25,000	人 20	市立四条畷西中学校校舎等空調設備整 備工事	千円 127,358	四条畷市	
協力企業 パナソニック産機システムズ(株)	千円 301,000	人 402	配膳室空調設備室室外機交換工事	千円 5,170	毛呂山町	

■ 豊中市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業

【設置対象校一覧】

(1) 小学校

小学校	No.	学校名	所在地
	1	克明小学校	豊中市岡町北3-4-1
	2	桜塚小学校	豊中市北桜塚2-6-1
	3	大池小学校	豊中市本町1-7-12
	4	螢池小学校	豊中市螢池中町1-15-1
	5	桜井谷小学校	豊中市柴原町3-11-1
	6	熊野田小学校	豊中市赤坂1-5-1
	7	中豊島小学校	豊中市曽根東町6-13-1
	8	豊島小学校	豊中市服部西町3-6-5
	9	原田小学校	豊中市原田元町1-17-1
	10	小曽根小学校	豊中市小曽根1-2-1
	11	豊南小学校	豊中市豊南町西2-19-1
	12	南桜塚小学校	豊中市南桜塚2-2-1
	13	新田小学校	豊中市上新田2-19-1
	14	北丘小学校	豊中市新千里北町2-19-1
	15	東丘小学校	豊中市新千里東町3-1-1
	16	東豊中小学校	豊中市東豊中町5-1-1
	17	豊島西小学校	豊中市上津島3-4-1
	18	西丘小学校	豊中市新千里西町2-23-1
	19	高川小学校	豊中市豊南町東1-1-1
	20	刀根山小学校	豊中市刀根山5-2-1
	21	南丘小学校	豊中市新千里南町2-13-1
	22	豊島北小学校	豊中市曽根南町2-19-1
	23	泉丘小学校	豊中市西泉丘1-10-1
	24	少路小学校	豊中市西緑丘2-10-1
	25	野畑小学校	豊中市向丘3-1-1
	26	東豊台小学校	豊中市東豊中町6-2-1
	27	箕輪小学校	豊中市箕輪1-1-1
	28	北条小学校	豊中市北条町2-16-1
	29	寺内小学校	豊中市寺内2-15-1
	30	緑地小学校	豊中市城山町4-1-1
	31	桜井谷東小学校	豊中市桜の町7-5-1
	32	東泉丘小学校	豊中市東泉丘3-2-1
	33	北緑丘小学校	豊中市北緑丘2-4-1
	34	新田南小学校	豊中市上新田4-9-1
	35	旧島田小学校	豊中市庄内栄町2-20-1

(2) 中学校

中学校	No.	学校名	所在地
	1	第一中学校	豊中市曾根西町1-6-1
	2	第二中学校	豊中市宮山町2-1-1
	3	第三中学校	豊中市栗ヶ丘町1-1
	4	第四中学校	豊中市服部本町4-5-7
	5	第五中学校	豊中市立花町1-10-1
	6	第八中学校	豊中市新千里東町3-2-1
	7	第九中学校	豊中市新千里南町1-4-1
	8	第十一中学校	豊中市西緑丘2-11-1
	9	第十二中学校	豊中市浜2-14-1
	10	第十三中学校	豊中市柴原町2-14-1
	11	第十四中学校	豊中市北緑丘1-1-1
	12	第十五中学校	豊中市熊野町3-8-1
	13	第十六中学校	豊中市北条町3-18-1
	14	第十七中学校	豊中市西泉丘2-2432-2
	15	第十八中学校	豊中市螢池中町4-7-1



豊中市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業における 公募型プロポーザル方式による受託候補者の選定結果について

「豊中市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業」における受託候補者の公募を行った結果、2団体から応募があり、「豊中市公民連携手法による公共施設整備等選定委員会（豊中市小・中学校屋内運動場空調設備整備事業者選定部会）」での審査結果を踏まえ、以下のとおり受託候補者（優先交渉権者）の選定を行いました。

今後、受託候補者（優先交渉権者）と契約交渉を行った上で、随意契約の相手方とします。

1 件 名

豊中市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業

2 履行期間

契約締結日から令和23年(2041年)3月末まで

3 受託候補者（優先交渉権者）

グループ名	柳生設備株式会社を代表企業とする企業グループ（柳生設備グループ）	
構 成 企 業	代表企業	柳生設備株式会社
	構成企業	オーディーエー株式会社
	協力企業	株式会社創英設計 サンテクノサービス株式会社 パナソニック産機システムズ株式会社
代表企業所在地	大阪市北区南森町二丁目4番32号	
代表企業代表者	代表取締役 福地 文雄	
提案金額（税込）	4, 305, 383, 500円	

4 公募及び審査経過

（1）公募経過

令和6年(2024年)

- ① 募集要領等の公表：3月12日（火）から6月3日（月）
- ② 現地見学会の開催：3月16日（土）～3月22日（金）（全50校）
- ③ 募集要項等に関する質問受付：3月12日（火）から3月29日（金）
- ④ 参加資格審査書類提出期限：4月22日（月）
- ⑤ 提案書類提出期限：6月3日（月）

（2）応募団体

「豊中市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業公募型プロポーザル募集要領」に基づき、2団体から提案書類の提出がありました。

【応募団体（50音順）】

○ 株式会社辻中を代表企業とする企業グループ（辻中グループ）

【構成企業】

- ・ 株式会社桂設計、株式会社東海テック、Daigas エナジー株式会社

【協力企業】

- ・ ダイキンエアテクノ株式会社関西支社、株式会社太陽テック、株式会社アオイ冷熱、
有限会社山田管工

○ 柳生設備株式会社を代表企業とする企業グループ（柳生設備グループ）

【構成企業】

- ・ オーディーエー株式会社

【協力企業】

- ・ 株式会社創英設計、サンテクノサービス株式会社、パナソニック産機システムズ株式会社

(3) 審査経過

令和6年(2024年) 3月7日(木) 第1回選定委員会

令和6年(2024年) 6月24日(月) 第2回選定委員会（基礎審査（提案価格の確認・要求水準書の達成確認））

令和6年(2024年) 7月5日(金) 第3回選定委員会

(加点審査【定性評価（性能評価）・定量評価（価格評価）】（書類・面談））

(4) 選定委員会（選定部会）の構成

※敬称略、順不同

委員名	役職等
◎ 近藤 明	大阪大学 名誉教授
石崎 一登	石崎公認会計士事務所 公認会計士
小林 知広	大阪大学大学院工学研究科 教授

◎は会長

5 選定理由

本グループは「教育環境の整備」「災害時の避難所」という本事業の目的を十分認識されており、市内企業および空調設備設置の豊富な実績を有している企業により迅速かつ適切な事業実施を実現される体制を構築されています。

設計・施工スケジュールにおいても学校活動に配慮した工程や設置場所を計画するほか、迅速・安全・確実な設計・施工スケジュールにより、すべての学校の供用開始時期を予定より前倒しで設置する提案もあるなど、これまでの豊富な経験・実績から屋内運動場への空調設備設置・維持管理について具体的に積極的な提案が多くありました。本業務が効率的・効果的に遂行されることが期待できることから、優先交渉権者としてふさわしいと判断しました。

6 採点結果【総得点 600 点満点】

	柳生設備グループ
採点結果	483.4/600 点

7 担当課

教育委員会事務局学校施設管理課

市議案第 9 5 号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

地方自治法第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて、関係市町村と協議するものとする。

令和 6 年（2 0 2 4 年）9 月 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

被保険者証を発行しなくなる事等に伴い、大阪府後期高齢者医療広域連合規約を変更するため、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により提案するものである。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年１月１７日
大阪府指令市第３２０５号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格
確認書等」に改める。

別表第２の備考中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

この規約は、令和６年１２月２日から施行する。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の新旧対照表

_____は変更箇所

現 行		改 正 後	
別表第 1 （第 4 条関係）		別表第 1 （第 4 条関係）	
項	関係市町村において行う事務	項	関係市町村において行う事務
1	(略)	1	(略)
2	<u>被保険者証及び被保険者資格証明書</u> の引渡し	2	<u>資格確認書等</u> の引渡し
3	<u>被保険者証及び被保険者資格証明書</u> の返還の受付	3	<u>資格確認書等</u> の返還の受付
4～6	(略)	4～6	(略)
別表第 2 （第 1 7 条関係）		別表第 2 （第 1 7 条関係）	
別表（略）		別表（略）	
備考		備考	
1 高齢者人口割については、前年度の 9 月 3 0 日現在の住民基本台帳及び <u>外国人登録原票</u> に基づく満 7 5 歳以上の人口による。		1 高齢者人口割については、前年度の 9 月 3 0 日現在の住民基本台帳に基づく満 7 5 歳以上の人口による。	
2 人口割については、前年度の 9 月 3 0 日現在の住民基本台帳及び <u>外国人登録原票</u> に基づく人口による。		2 人口割については、前年度の 9 月 3 0 日現在の住民基本台帳に基づく人口による。	

市議案第 9 6 号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について、関係市町村と協議する。

令和 6 年（2 0 2 4 年）9 月 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

大阪広域水道企業団の共同処理する事務に岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市に係る水道事業の経営に関する事務を追加することに伴い、大阪広域水道企業団規約を変更するため、地方自治法第 2 9 0 条の規定により提案するものである。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成 22 年 11 月 2 日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変更後	変更前
別表第 2（第 3 条関係） <u>岸和田市、八尾市、富田林市、柏</u> <u>原市、高石市、藤井寺市、泉南市、</u> <u>四條畷市、大阪狭山市、阪南市、</u> <u>豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、</u> <u>田尻町、岬町、太子町、河南町、</u> <u>千早赤阪村</u>	別表第 2（第 3 条関係） 藤井寺市、泉南市、四條畷市、大 阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢 町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬 町、太子町、河南町、千早赤阪村

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

